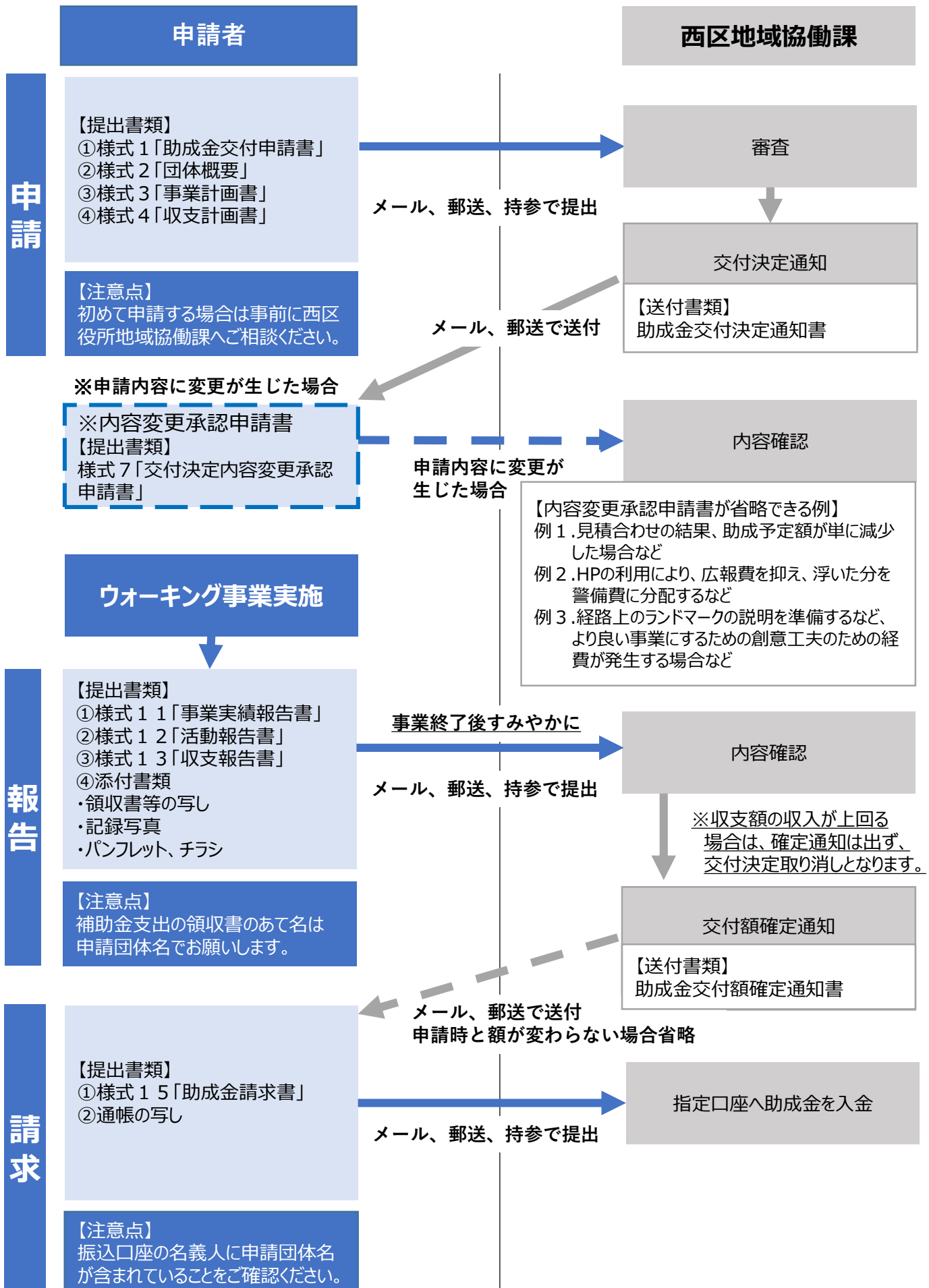
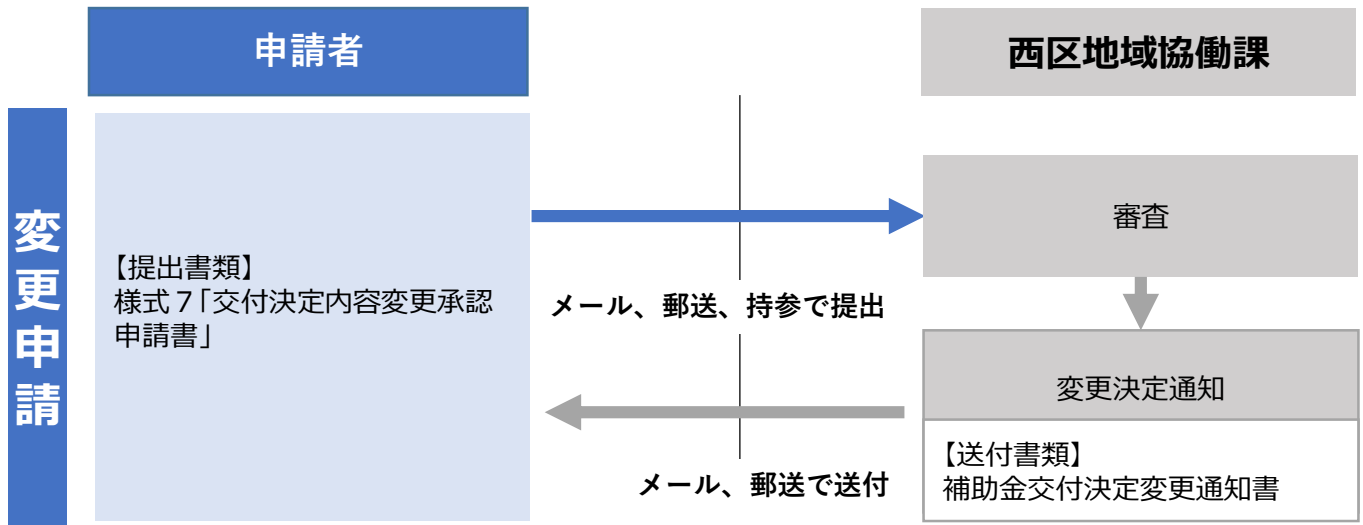


西区ウォーキング活動助成の流れ



補足：事業中止時の対応（自己都合を除く）

雨天、天災その他不可抗力により、事業が中止となった場合は、すみやかに変更申請を提出してください。



【注意点】

- ・雨天、天災その他不可抗力による中止のみ対象です。自己都合による中止は認められません。
- ・中止決定後すみやかに様式7「交付決定内容変更承認申請書」を提出してください。
- ・当日に中止決定した場合は、事業実施日付けで様式7「交付決定内容変更承認申請書」を提出してください。実施日より後の日付の申請は受領できません。
- ・中止決定前の支出に関しては、補助対象経費に含むことができます。
(西区ウォーキング事業活動助成金交付要綱 第4条に当てはまる経費のみ)